

資料編

資料－1	伊達市環境基本条例.....	102
資料－2	計画改定の経過.....	105
資料－3	計画改定の体制.....	107
資料－4	市民意見（パブリックコメント）の概要.....	109
資料－5	用語解説.....	110

資料－1 伊達市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第11条—第22条）

第4章 地球環境の保全の推進（第23条・第24条）

附則

私たちの伊達市は、福島県の北部に位置し、東に阿武隈山系からなる霊山県立自然公園、西北に阿武隈川が流れ、西には吾妻連峰の山々が遠望できる福島盆地の中で、豊かな自然環境に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、それぞれの伝統や文化を創造してきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちを取り巻く身近な環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自然、歴史、文化を含め、ふるさと伊達市の住みよい豊かな環境を保全し、未来に継承する責務を担っている。

私たちは、生存の基盤である地球の環境が有限であり、自らが環境に影響を及ぼす存在であることを深く認識し、市、市民及び事業者並びに滞在者が協力し合って環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者（以下「滞在者」という。）の責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境 自然環境、生活環境、歴史的・文化的環境及び地球環境のうち、人間生活に影響を与えるものをいう。
- （2） 良好な環境 市民及び滞在者が、健康で文化的な生活を営むことができる環境の状態をいう。
- （3） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる

影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- （4） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （5） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全のことをいう。
- （6） 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。
- （7） 低炭素社会 地球温暖化の主因とされる二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に抑制することができるような産業・生活システムを構築した社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境との共存を目指しつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務

を有する。

- 2 市は、市民、事業者及び滞在者が環境への理解を深めるための必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、施策の策定及び実施にあたっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動にあたって、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の協力)

第7条 滞在者は、基本理念に基づき、その滞在に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全等に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (4) 持続可能な循環型社会の形成及び低炭素社会への転換を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業

者の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(財政的支援)

第14条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備その他環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、財政的支援を講ずるよう努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある事業を行うおそれのある者に対し、あらかじめ当該事業が環境へ及ぼす影響について適正に配慮するよう必要な助言等を行うものとする。

(市の率先実行)

第16条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第17条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに環境に関する広報活動の充実を図り、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解と環境の保全等に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全等を図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全等に関する活動を促進するた

め、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

(国、県及び他の市町村との連携)

第 20 条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。

(調査等の実施)

第 21 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 23 条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(地球温暖化防止対策のための取組)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

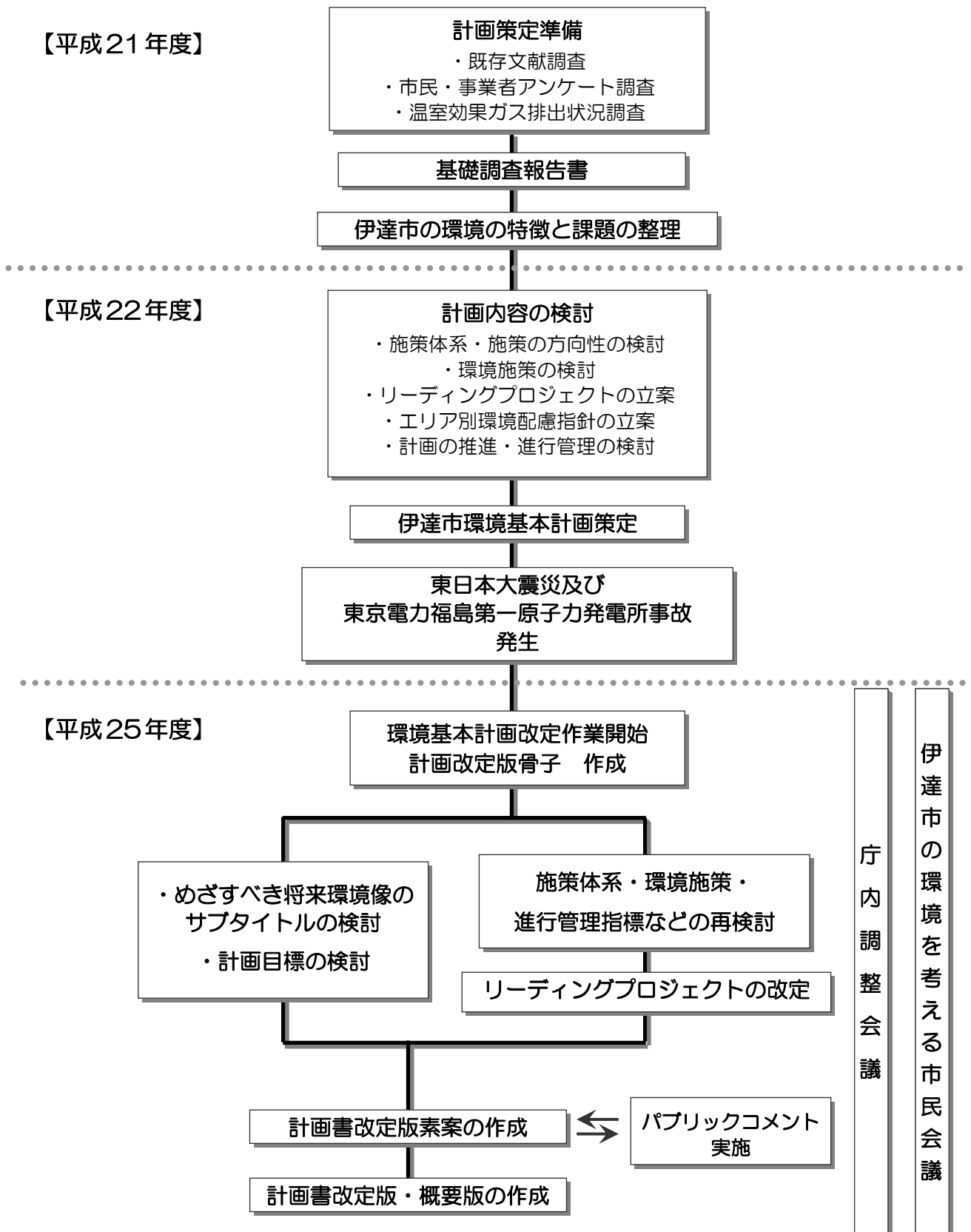
3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

資料-2 計画改定の経過

■計画改定の手順

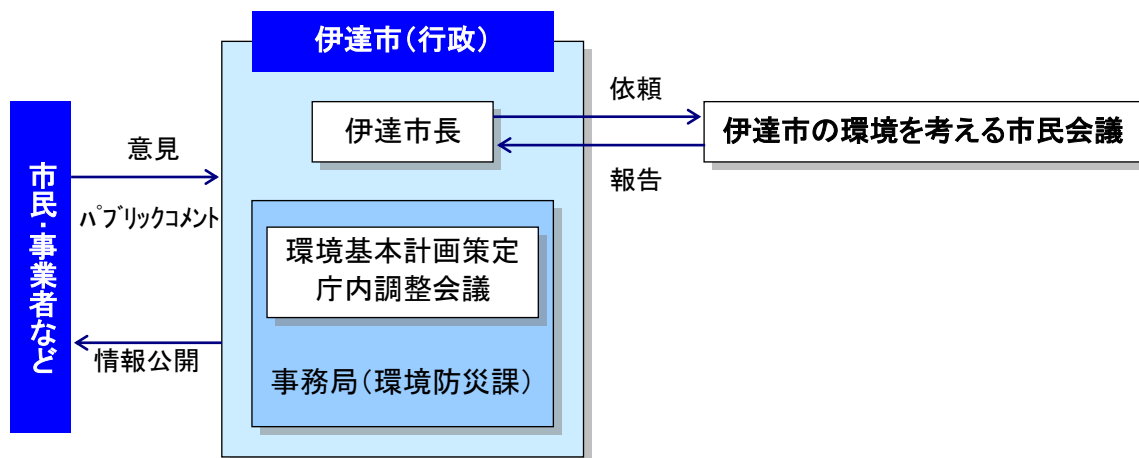


■計画改定の経過

年	月 日	会 議 名 等	主な内容
平成 23 年	3 月	伊達市環境基本計画 策定	
	3 月 11 日	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生	
平成 25 年	4 月	伊達市環境基本計画改定作業開始	
	6 月 25 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第1回)	計画改定の概要
	6 月 28 日	伊達市の環境を考える市民会議(第1回)	計画改定の概要
	8 月 20 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第2回)	環境施策、進行管理指標の検討
	8 月 28 日	伊達市の環境を考える市民会議(第2回)	伊達市の特徴と課題、めざす将来環境像、環境施策の検討
	11 月 15 日	伊達市の環境を考える市民会議(第3回)	めざす将来環境像サブタイトル、リーディングプロジェクトの検討
	11 月 27 日	環境基本計画策定庁内調整会議(第3回)	リーディングプロジェクトの検討、環境基本計画改定版素案の検討
	12 月 26 日	伊達市の環境を考える市民会議(第4回)	環境基本計画改定版素案の検討
平成 26 年	1 月～2 月	パブリックコメント実施	
	3 月	伊達市環境基本計画改定版 策定	

資料－3 計画改定の体制

■計画改定の体制



■伊達市環境基本計画策定庁内調整会議

庁内調整会議は、伊達市環境基本計画の策定及び改定を総合的に推進するために設置され、環境防災課長を委員長、環境防災課環境係長を副委員長、及び以下に掲げる課に所属する職員のうち当該所属課長から推薦された職員を委員として構成されています。

◆委員名簿

役職	所属	役職	所属
委員長	市民生活部 環境防災課長	委員	建設部 土木課
副委員長	市民生活部 環境防災課 環境係長		建設部 都市計画課
委員	市長直轄 総合政策課		上下水道部 水道総務課
	市長直轄 健幸都市推進室		上下水道部 下水道課
	総務部 総務課		教育委員会 教育総務課
	財務部 財政課		教育委員会 学校教育課
	市民生活部 市民協働課		伊達総合支所
	市民生活部 放射能対策課		梁川総合支所
	産業部 農政課		保原総合支所
	産業部 農林整備課		霊山総合支所
	産業部 商工観光課		月舘総合支所
	健康福祉部 健康推進課		

■伊達市の環境を考える市民会議

伊達市の環境を考える市民会議は、伊達市環境基本計画の策定にあたり将来の環境像や市の環境施策及び市民、事業者の役割や具体的な取り組みなどを検討しました。

この会議は、市民や事業者の意識・意向を計画に反映するために設置され、学識経験者、各種団体代表者、公募委員などにより構成されています。

今回の計画改定にあたり、計画策定時の構成を基本として再度市民会議を組織し、検討を重ねてきました。

◆平成25年度 伊達市環境基本計画改定にかかる「伊達市の環境を考える市民会議」委員名簿

職域など	委員氏名	団体役職名など	備考
アドバイザー 委員	後藤 忍	福島大学理工学群共生システム理工学類准教授(工学博士)	委員長
	古山 友美	福島県県北地方振興局県民環境部主幹兼副部長	
関係団体	渡邊 武	伊達市商工会 会長	
	石津 伸一	保原町商工会 理事	
	舟山 健一	伊達みらい農業協同組合 常務理事	
	大友 靖子	伊達市連合婦人会 庶務	
	渡辺 里加	伊達市PTA連絡協議会 会長	
	阿部 真吾	社団法人だて青年会議所 ひとつくり委員会副委員長	
	丹野 善一	伊達市観光物産協会 副会長	
	佐藤 吉則	伊達市小・中学校長会 会長	
	菅野 正明	福島県北森林組合 伊達事業所長	
	菅野 幸雄	うつくしま地球温暖化防止活動推進員、福島県環境保全推進員	副委員長
市民環境団体	島田 久也	特定非営利活動法人環境ワーキンググループ伊達 理事庶務	
	伊藤 丈夫	高子沼を楽しむ会 庶務	
	小野 博良	広瀬川に鮭をもどす会 霊山協力会 事務局	
	一条 恒男	古川を美しくする会 会長	
	遠藤 稔	エコクラブだて 事務局長	
事業者	佐藤 健一郎	保原町工業団地懇話会 事務局長	
	横山 光衛	ヤナガワテクノパーク会 理事	
	佐藤 隆	伊達市建設業協会 副会長	
公募委員	斎藤 和美		
	木内 啓三郎		
	田中 直樹		
	舟山 紘二		
	高橋 栄子		

資料－４ 市民意見(パブリックコメント)の概要

本計画の改定にあたっては、計画改定版素案に対して市民の皆さんから意見を募集しました。

- (1)意見募集期間 平成26年1月27日(月)～平成26年2月10日(月) (15日間)
- (2)意見提出者・件数 意見の提出はありませんでした。

資料－5 用語解説

【あ行】

● インセンティブ

誘発する効果、刺激する効果を意味します。

● エコアクション21 (EA21)

環境省のガイドラインに基づく認証・登録制度で、中小企業などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の手法です。

● エコキュート

エコキュートとはヒートポンプ式給湯器の総称です。大気中から熱を吸収して、その熱を利用してお湯を沸かすシステムです。燃焼しないため、排気がなくクリーンで、エネルギー効率が高い特徴があります。

● エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたをいいます。

● エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指します。

● エコファーマー

1999年施行の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づいて、化学肥料や農薬の使用を減らした農家で、各都道府県の知事が認定した農家を指します。

● エネファーム

家庭用燃料電池の総称です。都市ガスから「水素」を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ、電気を作り出します。そして、その際に発生する熱で、お湯も同時に作り出します。

● エネルギーマネジメントシステム

情報通信技術(ICT)を活用して、家庭・オフィスビル・工場などのエネルギー(電気やガスなど)の使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステムのことで、

● 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことをいいます。「京都議定書」では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【か行】

● カーボンオフセット

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において、どうしても排出が避けられない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。イギリスを始めとした欧州、米国などでの取り組みが活発であり、我が国でも民間での取り組みが広がりつつあります。

● カーボンフットプリント

資源採掘から製造、販売、廃棄に至るまで、商品のライフサイクル全般にわたって排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して表したものの、「炭素の足跡」という意味。商品パッケージなどにCO₂排出量をラベル表示して“見える化”することで、事業者の温暖化抑止への取り組みを消費者にアピールし、環境に配慮した購買行動を促すために用いられます。

● 外来種

本計画における外来種とは、主に外来生物法で指定される特定外来生物(海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。)を指します。

● 環境再生

本計画では、「損なわれた環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加し、環境保全・再生・創造などに取り組むこと」と定義しています。

● 環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取り組みの体制などの状況をまとめ、公表するための報告書のことをいいます。

● 環境放射線モニタリング

生活環境にある放射線を測定、監視することをいいます。

● 環境マネジメントシステム(EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減などの環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものです。

● 間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。

● クラインガルテン

自治体などが農家から農地を借り、小さく区画して、庭のない都市生活者に貸し出す場所・仕組みをいいます。市民は週末などに来て花や野菜、果物などを栽培して楽しむことができます。

● クールビズ

環境省が提唱する、ネクタイなし上着なしのスタイルで職場の冷房を 28 度に保った状態で涼しく働ける夏のビジネス用軽装の愛称です。

● グリーン経営認証

交通運輸産業を対象に、環境保全に取り組むために創設された環境認証制度。交通エコロジー・モビリティ財団が認定機関となり、環境パフォーマンス評価 ISO14031 やISO14001 の考え方にに基づき作成された認証基準により審査され、一定のレベル以上の環境保全の取り組みを行っている事業者の事業所に対して認証・登録されます。

● グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

● グリーン電力証書

自然エネルギーを普及させるため、日本自然エネルギー株式会社が発行する証書。A社が自然エネルギー電力を使いたいと希望した場合、代行して発電会社に依頼し、自然エネルギーで発電した証として発行します。A社は自然エネルギーの普及をサポートする会社として社会的に認められることとなります。

● 健幸都市

健幸都市は、「ウェルネス＝健幸(身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健幸で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルです。それを伊達市では、「Smart Wellness city(スマートウェルネスシティ)」・「健幸都市」と表現しています。

● 健康の森

本計画では、遊歩道や散策コースなどが整備され、市民が気軽に散策できるような里山のことを指しています。

● 光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する酸化性物質の総称です。光化学スモッグ(地表での光化学オキシダントの濃度が高くなる現象)の原因となるものです。

● コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域及びその人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体などが該当します。

【さ行】

● 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーです。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、地球環境負荷が少なく、新エネルギー(中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・雪氷熱・温度差・バイオマスなど)、大規模水力・波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさします。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されています。

● 市民共同発電

一般市民の小口出資や寄附などによる出資で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用した発電を行おうとするものです。売電収入を出資者に還元したり、新たな環境活動の資金にしたりする事例もあります。

● 循環型社会

持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどをめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われています。

● 省エネラベリング制度

家電製品やガス石油機器の省エネ性能の高さを比較検討しやすくするために、2000年8月にJIS規格として制定されました。国が定めた目標値である省エネ基準の達成率やエネルギー消費効率を表示したラベルを製品に、自主的に表示できます。

● 水源かん養機能

雨水などを地下に浸透させ、保持し、水源を確

保する機能のことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田などが減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となります。

● スマートグリッド

情報通信技術を活用することによって、電力の需要と供給を常時最適化する、次世代の電力網のことです。水力・火力など既存の発電施設と風力・太陽光発電など新エネルギーによる分散型電源を制御し、効率・品質・信頼性の高い電力供給システムの構築をめざします。

● スマートシティ

IT や環境技術などの先端技術を駆使して街全体の電力の有効活用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市のことです。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッド、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせたまちづくりが行われます。

● 3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の言葉の頭文字Rをとって、3つあるので3R(スリーアール)といえます。

● 生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

【た行】

● 地産地消

地域でとれた農産物を地域の人たちが消費することをいいます。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待されています。

● 中山間地域

一般的には「平野の周辺部から山間部に至るまで平坦な耕地が少ない地域」(農業白書・平成元年度)とされています。

● 低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいます。

● 低燃費車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準(トプラunner基準)の早期達成車で、ディーゼル車については、2005年目標、ガソリン車については2010年目標を早期に達成した車のことをいいます。

● デポジット制度

製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいいます。「預かり金払い戻し制度」と言うこともあります。

● トレーサビリティ

食品などの生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすることをいいます。生産履歴管理システムともいいます。

【な行】

● 農地・水・環境保全向上対策事業

地域の大切な資源である農地、農業用水路などの生産基盤を守り、農業の質の向上を図るとともに、農村環境の向上を図ることを目的とした事業であり、農家だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが地域ぐるみで行う効果の高い活動や、環境にやさしい農業などの先進的な営農活動に対して、総合的に支援を行っています。

【は行】

● パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや電車などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムのことをいいます。渋滞の緩和だけでなく環境負荷の低減も期待されます。

● バイオディーゼル燃料(BDF)

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称をいいます。菜種油、ひまわり油などの植物油、魚油や牛脂などの獣脂、てんぷら油などの廃食用油などが原料となりえます。

● バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。

● ハイブリッド車

ガソリン・エンジンやディーゼル・エンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化

炭素などの排出量が少ないことが特徴です。

● ビオトープ

ドイツ語でBio(生物)、Top(所)を意味します。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられています。

● フィフティフィティプログラム

もともとドイツで始まった「フィフティ・フィフティ」と呼ばれるプログラムで、公立小中学校などにおいて、生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、節減できた光熱水費をすべて自治体の財政にもどすのではなく、半分はその学校に還元する仕組み。省エネ教育を行いながら、自治体の経費を節減し、地球温暖化防止にも貢献する「一石三鳥」のプログラムとして注目を集めています。

● フードマイレージ

英国で提唱された「Food Miles」の考え方にに基づき、農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出されます。

● 浮遊粒子状物質

粒子状物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のものです。慢性の呼吸器疾患の原因となるものです。

● 放射性物質

放射線を出す能力(放射能)を持つ物質です。原子力災害で住民の健康への影響が問題となることが多いのは、放射性のヨウ素131やセシウム134、セシウム137などで、半減期は、ヨウ素131が約8日、セシウム134が約2年、セシウム137が約30年です。

【ま行】

● モニタリング指標

目標値の設定が困難又は不適當であるが、定期的に状況を把握し、公表することが望ましいものです。

● モビリティマネジメント

コミュニケーションを介して、自家用車中心の移動から、公共交通を利用した移動への転換を、利用者に心理的に訴えていく取り組みのことをいいます。

【や行】

● 有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

● 遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。

【B】

● BOD

「Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)」の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/l で表わします。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

【E】

● ESCO

ESCO事業とは、エナジー・サービス・カンパニー(Energy Service COmpany)の頭文字を取って「エスコ」と読みます。ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス(省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など)をESCO事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業で、従来の公共工事とは異なる形態。ESCO事業は1970年代に米国で始まったビジネス形態だが、1990年代後半から我が国にも導入されてきています。事業期間は十数年程度が多い。

【I】

● ISO14001

国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画及びその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善を進めるものです。

【P】

● PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さいもの(直径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質)をいいます。自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれます。肺の奥まで入りやすく、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、欧米諸国では、独自の項目として環境目標値を設定しています。日本においても平成21年に環境基準が設定されました。

伊達市環境基本計画

改定版

発行日 2014年（平成26年）3月

- 企画・編集 伊達市 市民生活部 環境防災課 環境係
- 発行者 伊達市

〒960-0692

福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL 024-575-1228

FAX 024-576-7199

HPアドレス <http://www.city.date.fukushima.jp>

E-mail kankyo@city.date.fukushima.jp